

四半期報告書

(第22期第3四半期)

自 令和2年5月1日
至 令和2年7月31日

ファースト住建株式会社

兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号

(E04013)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	6

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(5) 大株主の状況	7
(6) 議決権の状況	8
2 役員の状況	8

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	10
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	11
2 その他	15

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和2年9月11日
【四半期会計期間】	第22期第3四半期（自 令和2年5月1日 至 令和2年7月31日）
【会社名】	ファースト住建株式会社
【英訳名】	First Juken Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 雄司
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
【電話番号】	06 (4868) 5388 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 東 秀彦
【最寄りの連絡場所】	兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
【電話番号】	06 (4868) 5388 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 東 秀彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期 第3四半期連結 累計期間	第22期 第3四半期連結 累計期間	第21期
会計期間	自 平成30年11月1日 至 令和元年7月31日	自 令和元年11月1日 至 令和2年7月31日	自 平成30年11月1日 至 令和元年10月31日
売上高 (千円)	31,041,858	29,394,322	43,111,803
経常利益 (千円)	2,596,556	1,592,878	3,673,020
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	1,700,601	1,046,643	2,404,434
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	1,745,542	1,053,890	2,477,339
純資産額 (千円)	32,540,527	33,743,419	33,272,386
総資産額 (千円)	49,191,421	47,578,498	50,391,852
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	122.55	75.36	173.27
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	122.25	75.16	172.82
自己資本比率 (%)	64.3	68.9	64.2

回次	第21期 第3四半期連結 会計期間	第22期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自 令和元年5月1日 至 令和元年7月31日	自 令和2年5月1日 至 令和2年7月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	37.47	23.12

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（新型コロナウイルス感染症の拡大による影響について）

新型コロナウイルス感染症対策は、令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されたものの、第2波の感染拡大がみられるなど収束までの見通しが不透明な状況が続いており、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため外出自粛や休業要請が長期間に亘り行われる等、当社役職員、顧客、協力業者の他、当社事業に関連する行政機関や金融機関などの活動が制限されることとなった場合、住宅供給棟数の減少、顧客や取引先との商談機会の減少・効率の低下などの影響が生じる可能性があります。また、経済活動の停滞や悪化に伴い、住宅販売価格や賃貸等不動産を始めとする保有資産の収益性・時価の下落などが生じ、これらにより当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

（1）財政状態及び経営成績の状況

① 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって世界的に経済活動が停滞し、急速に景気が悪化する状況となりました。緊急事態宣言の解除後、徐々に経済活動が再開しているものの、新型コロナウイルス感染症の収束までの見通しは立っておらず、今後の感染症の動向や影響について予測が困難な状況が続いております。

不動産業界におきましては、建築コストの上昇や建設労働者不足、競争の激化など、事業環境の厳しさが強まっており、景気の悪化に伴う不動産相場や住宅需要への影響については予断を許さない状況となっております。

このような環境の中、当社グループでは、引き続きお客様のニーズに即した魅力的な住宅造りに邁進するとともに、事業拡大に向けた人材確保・育成を推進してまいりました。

戸建事業のうち主力の戸建分譲では、販売棟数の拡大と在庫状況の改善を目指し、分譲用地の仕入についてはより厳選して行っており、仕入棟数は減少する状況となっております。また、施工体制の強化のために、継続的な協力業者の新規開拓、工程管理の強化や工事監督職の人員配置の見直しなどの取り組みを進めており、完成棟数は前年同期より増加いたしました。一方、販売面では、住宅需要の弱さや緊急事態宣言期間における不動産仲介業者の営業自粛の影響などにより成約棟数が伸び悩む傾向がみられ、第2四半期連結累計期間までは販売棟数が前年同期を下回って推移し、完成在庫が増加する要因の一つとなっていましたが、在庫状況の改善を目指し、滞留期間の長い完成在庫は販売価格の見直しなどにより積極的な販売促進を行ったことで、当第3四半期連結累計期間の販売棟数は1,009棟（うち、戸建住宅 922棟、土地分譲 87区画）（前年同期比 0.4%増）と、前年同期とほぼ同水準の実績となりました。しかしながら、住宅需要に即した販売価格への見直しを行うことにより売上高と収益性が低下する要因となっており、戸建分譲における売上総利益率は前年同期の16.6%に対し、当第3四半期連結累計期間は13.4%と3.2ポイント低下いたしております。現在の厳しい景気動向や事業環境に対応するためには、在庫状況を改善することで健全な財務体質の維持と収益性の回復につなげていくことが重要となるため、今後も、厳選した分譲用地の仕入、施工体制の強化や顧客ニーズに即した魅力的な住宅造りに注力するとともに、完成在庫の削減に取り組んでまいります。注文住宅の請負工事においては、消費増税後の住宅需要の落ち込みや建築コストの上昇に伴う収益性の低下などに対応するべく、営業力の強化と収益性の改善に取り組んでまいりましたが、連結子会社であるアオイ建設株式会社において大規模開発地での販売が一段落したこともあり、当第3四半期連結累計期間における販売棟数は64棟（同 36.6%減）にとどまる実績となりました。

マンション事業では、賃貸用不動産の取得や建築などを推進し、賃貸による安定的な収益の確保と経営の強化を進めております。当第3四半期連結累計期間におきましては、賃貸用不動産1物件と賃貸用不動産の建築用地1物件の新規取得を行っております。

特建事業では、当第3四半期連結累計期間において木造集合住宅1棟（同 50.0%減）の販売実績となりました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間における経営成績は、売上高293億94百万円（前年同期比 5.3%減）、営業利益16億47百万円（同 38.1%減）、経常利益15億92百万円（同 38.7%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益10億46百万円（同 38.5%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(戸建事業)

戸建事業のうち主力の戸建分譲について、当第3四半期連結累計期間における販売棟数は1,009棟（うち、戸建住宅 922棟、土地分譲 87区画）（前年同期比 0.4%増）となり、売上高は275億16百万円（同 3.4%減）となりました。土地分譲の積極的な活用や連結子会社のアオイ建設株式会社による建売方式による戸建分譲の本格化が、販売棟数の増加に寄与する状況となっております。一方、当社では、施工体制の強化に取り組んでいることで完成棟数は増加しておりますので、完成在庫棟数も増加する傾向となっており、在庫状況の改善に向けて滞留期間の長い完成在庫の販売促進に注力していることで、販売価格と収益性が低下する要因となっております。請負工事におきましては、販売棟数は64棟（同 36.6%減）となり、売上高は13億3百万円（同 25.3%減）となりました。戸建事業に関するその他の売上高は、1億54百万円（同 5.7%増）となりました。

これらの結果、戸建事業全体の売上高は289億73百万円（同 4.6%減）となり、セグメント利益は22億94百万円（同 29.9%減）となりました。

(その他)

その他の事業セグメントのうち、マンション事業については、賃貸収益による売上高が3億63百万円（前年同期比 12.8%増）となりました。マンション分譲による売上高は、当第3四半期連結累計期間におきましては販売実績がありませんでした（前年同期は2億55百万円）。特建事業では、当第3四半期連結累計期間において木造集合住宅1棟（前年同期比 50.0%減）となり、売上高は53百万円（同 43.7%減）となりました。

これらの結果、その他の事業セグメント全体の売上高は4億17百万円（同 38.2%減）となり、セグメント利益は71百万円（同 16.7%減）となりました。

② 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末における総資産は475億78百万円（前連結会計年度末比 5.6%減）となり、前連結会計年度末に比べて28億13百万円減少いたしました。その主な増減の要因は、現金及び預金の増加13億66百万円、たな卸資産の減少46億78百万円及び有形固定資産の増加6億11百万円であります。たな卸資産が減少した主な要因は、在庫状況の健全化に向けて、分譲用地仕入をより厳選して行うとともに、施工体制の強化などに取り組んでおり、その成果として、完成在庫は増加したもの、仕掛在庫の圧縮がより大きく進んだことによるものであります。有形固定資産の増加につきましては、主に賃貸用不動産の取得によるものであります。

負債合計は138億35百万円（同 19.2%減）となり、前連結会計年度末に比べて32億84百万円減少しております。その主な増減の要因は、支払手形・工事未払金の減少8億20百万円、短期有利子負債の減少26億15百万円、未払法人税等の減少4億72百万円及び長期有利子負債の増加6億49百万円であります。支払手形・工事未払金及び短期有利子負債の減少につきましては、主に仕掛け中のたな卸資産の減少に伴うものであり、長期有利子負債の増加につきましては、賃貸用不動産に係る借入を行ったものであります。

また、純資産は337億43百万円（同 1.4%増）となり、前連結会計年度末に比べて4億71百万円増加いたしました。その主な増減の要因は、当第3四半期連結累計期間における親会社株主に帰属する四半期純利益10億46百万円に対して配当金の支払5億97百万円等を行った結果、利益剰余金が4億49百万円増加したことあります。

これらの結果、自己資本比率は68.9%となり、前連結会計年度末に比べて4.7ポイント上昇いたしました。

(2) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成を判断するための客観的な指標等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、平成29年1月10日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」という。）を定めており、その内容等は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付行為に応じるかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式等の大規模買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされたために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような行為に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付行為を提案した者との交渉等を行う必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

1. 企業価値向上への取組み

当社は、不動産業（戸建住宅販売）を主力事業としており、企業理念に基づいて社会に貢献するとともに、お客様に良質な住宅を低価格にて提供することによって、業績の向上、収益基盤の強化と経営の安定に努めてまいりました。

当社は、関西地区において戸建住宅販売でトップクラスの販売棟数を供給するとともに、近年は東海、広島、福岡、関東方面にまで販売網を広めており、今後も既存エリアにおける深耕と事業エリアの拡大を推し進めるために年間2～3支店を目標に支店の新設を継続してまいります。

また、戸建住宅販売事業以外の住宅分野に進出し、注文住宅事業、マンション分譲、賃貸住宅も手がける他、関連事業として住宅オプション事業や損害保険、生命保険の分野にまで業務領域を広げ、平成27年より大型木造建築物の請負事業等も行っております。

当社は、令和2年1月27日提出の有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載の事項を経営の重点課題として認識し、それぞれに対処するための取り組みを行っております。

2. コーポレートガバナンスの体制の充実

当社は、コーポレートガバナンスの充実が、上場企業として当社のステークホルダーの方々（株主、従業員、顧客、地域社会等）からの信頼性を向上させ、ひいては継続的に企業価値を安定的かつ着実に向上させるものとして以下の施策を行っております。

なお、「コーポレートガバナンス・コード」（東京証券取引所 2018年6月1日改訂）に対しては、これを遵守すべきものとして社内体制の整備を進めており、対応状況に関しては、当社の「コーポレートガバナンスに関する報告書」（令和2年1月29日）をご覧ください。

(企業統治の体制)

当社の企業統治体制について、従来は監査役会設置会社でしたが、平成28年1月に監査等委員会設置会社に移行しております。これにより株主総会、取締役会、監査等委員会を設置し取締役の職務執行の監督、監査の体制を強化いたしました。また、コンプライアンスに徹した透明性の高い経営を目指し、内部統制システムの基本方針に基づき企業体制の充実を図っております。取締役会は、原則月1回開催し、また必要に応じ随時開催しております。

また、当社は、監査等委員3名のうち2名を社外取締役で構成し、客観的かつ中立的な立場からの経営管理、チェック体制を整えております。

(内部監査及び監査等委員会による監査)

当社は、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しております。内部監査室による内部監査は定期的に行われ、社内業務の実施が諸規則、処理基準、手続き等に正しく準拠しているか否か調査し、監査の結果を社長及び取締役に報告しております。また、常勤監査等委員は当該内部監査に同行し、業務の実施状況を把握しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（常勤取締役1名、社外取締役2名）からなり、原則月1回開催しており、会社の監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成29年1月10日開催の取締役会の決議及び平成29年1月26日開催の第18回定時株主総会の決議に基づき、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その後、令和2年1月24日開催の第21回定時株主総会において、所要の変更を行ったうえで、買収防衛策の継続について株主の皆様のご承認をいただいております（以下、継続された現在の買収防衛策を「本プラン」という。）。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本プランは、以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（但し、当社取締役会が承認したものと除きます。以下、「大規模買付け等」という。）がなされる場合を適用対象

とし、大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」という。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等について、買付者等の議決権保有割合が20%以上となる買付けその他の取得
- (ii) 当社が発行者である株式等について、買付者等の議決権保有割合及びその特別関係者の議決権保有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得
- (iii) 買付者等が当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該買付者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該買付者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当社が発行者である株式等について、当該買付者等と当該他の株主の議決権保有割合の合計が20%以上となる場合に限る。）

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」という。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを意向表明書に記載された国内連絡先に発送し、買付者等には、情報リストに従って大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」という。）を日本語で当社に提出していただきます。また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。なお、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」という。）いたします。

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間、その他の大規模買付け等の場合には最大90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として設定いたします。ただし、いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、最大30日間延長できるものとします。大規模買付け等は、本プランに別段の記載がない限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行います。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客觀性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。独立委員会は、取締役会評価期間内に、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとします。また、当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するため当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付け等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものとします。

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の無償割当てとします。本新株予約権の無償割当てをする場合には、当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」という。）による権利行使は認められないとの行使条件、又は、当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

本プランは、令和2年1月24日開催の第21回定期株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時まで有効とします。なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、隨時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する

ことができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.f-juken.co.jp/>）に掲載の令和2年1月7日付プレスリリースをご覧ください。

④ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについての取締役会の判断

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省・企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2018年6月1日改訂）の「原則1－5．いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえております。

本プランは、上記③に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されております。

本プランは令和2年1月24日開催の第21回定時株主総会において決議されております。また、本プランの有効期間は同定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、同定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

また、本プランは、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客觀性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。独立委員会の判断の概要については、株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動に際しては、合理的かつ客觀的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。更に、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以上のことより、本プランはその内容において公正性・客觀性が担保される工夫がなされている点において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上することに資するものであって、基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」をご参照ください。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの資本の財源及び資金の流動性について、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した内容から重要な変更はありません。なお、当第3四半期連結会計期間末における現金及び預金の残高は132億26百万円となり、前連結会計年度末に比べて13億66百万円増加いたしました。また、社債、借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は83億68百万円となり、前連結会計年度末に比べて19億66百万円減少いたしました。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	67,600,000
計	67,600,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） (令和2年7月31日)	提出日現在発行数（株） (令和2年9月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,901,900	16,901,900	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	16,901,900	16,901,900	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、令和2年9月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 令和2年5月1日 至 令和2年7月31日	—	16,901,900	—	1,584,837	—	—

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（令和2年4月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

令和2年4月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 3,006,100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 13,890,900	138,909	同上
単元未満株式	普通株式 4,900	—	—
発行済株式総数	16,901,900	—	—
総株主の議決権	—	138,909	—

②【自己株式等】

令和2年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ファースト住建株式会社	兵庫県尼崎市東難波町5-6-9	3,006,100	—	3,006,100	17.79
計	—	3,006,100	—	3,006,100	17.79

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が900株（議決権の数9個）あります。

なお、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の欄に含まれております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（令和2年5月1日から令和2年7月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（令和元年11月1日から令和2年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和元年10月31日)	当第3四半期連結会計期間 (令和2年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,860,520	13,226,737
販売用不動産	10,611,250	14,347,542
仕掛販売用不動産	16,086,667	8,080,982
未成工事支出金	2,096,184	1,686,072
貯蔵品	9,204	10,333
その他	384,086	307,706
流動資産合計	41,047,915	37,659,376
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,428,827	3,553,893
土地	4,876,493	5,362,746
その他（純額）	37,661	37,627
有形固定資産合計	8,342,982	8,954,266
無形固定資産	383,892	365,342
投資その他の資産	617,062	599,512
固定資産合計	9,343,936	9,919,121
資産合計	50,391,852	47,578,498
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金	5,117,984	4,297,207
短期借入金	7,675,300	5,034,570
1年内償還予定の社債	25,000	10,000
1年内返済予定の長期借入金	418,667	459,077
未払法人税等	649,591	177,277
賞与引当金	157,107	63,050
役員賞与引当金	20,300	7,300
完成工事補償引当金	21,803	20,845
その他	492,430	560,281
流動負債合計	14,578,185	10,629,609
固定負債		
社債	10,000	—
長期借入金	2,188,048	2,852,546
退職給付に係る負債	316,200	330,804
その他	27,030	22,118
固定負債合計	2,541,280	3,205,469
負債合計	17,119,465	13,835,078
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,584,837	1,584,837
資本剰余金	1,341,781	1,344,145
利益剰余金	31,987,819	32,437,364
自己株式	△2,592,934	△2,576,632
株主資本合計	32,321,503	32,789,715
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	22,419	△5,207
その他の包括利益累計額合計	22,419	△5,207
新株予約権	42,118	37,692
非支配株主持分	886,344	921,218
純資産合計	33,272,386	33,743,419
負債純資産合計	50,391,852	47,578,498

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成30年11月1日 至 令和元年7月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和元年11月1日 至 令和2年7月31日)
売上高	31,041,858	29,394,322
売上原価	25,649,150	25,142,523
売上総利益	5,392,708	4,251,799
販売費及び一般管理費	2,730,529	2,604,700
営業利益	2,662,179	1,647,098
営業外収益		
受取利息	1,147	1,131
受取配当金	4,426	4,097
保険返戻金	—	8,077
その他	16,182	10,790
営業外収益合計	21,755	24,097
営業外費用		
支払利息	78,598	72,895
その他	8,781	5,422
営業外費用合計	87,379	78,318
経常利益	2,596,556	1,592,878
特別利益		
新株予約権戻入益	230	1,920
特別利益合計	230	1,920
特別損失		
減損損失	19,105	—
特別損失合計	19,105	—
税金等調整前四半期純利益	2,577,681	1,594,798
法人税等	816,738	511,409
四半期純利益	1,760,942	1,083,389
非支配株主に帰属する四半期純利益	60,340	36,745
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,700,601	1,046,643

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成30年11月1日 至 令和元年7月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和元年11月1日 至 令和2年7月31日)
四半期純利益	1,760,942	1,083,389
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△15,399	△29,498
その他の包括利益合計	△15,399	△29,498
四半期包括利益	1,745,542	1,053,890
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,687,033	1,019,016
非支配株主に係る四半期包括利益	58,509	34,873

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成30年11月1日 至 令和元年7月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和元年11月1日 至 令和2年7月31日)
減価償却費	134,357千円	152,042千円
のれんの償却額	15,694	15,694

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成30年11月1日 至 令和元年7月31日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年12月14日 取締役会	普通株式	305,285	22	平成30年10月31日	平成31年1月11日	利益剰余金
令和元年6月7日 取締役会	普通株式	291,408	21	平成31年4月30日	令和元年7月17日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間（自 令和元年11月1日 至 令和2年7月31日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和元年12月13日 取締役会	普通株式	305,287	22	令和元年10月31日	令和2年1月10日	利益剰余金
令和2年6月5日 取締役会	普通株式	291,810	21	令和2年4月30日	令和2年7月20日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成30年11月1日 至 令和元年7月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
					戸建事業
売上高					
外部顧客への売上高	30,362,927	675,203	31,038,131	3,727	31,041,858
計	30,362,927	675,203	31,038,131	3,727	31,041,858
セグメント利益	3,273,011	86,093	3,359,105	△762,549	2,596,556

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり「マンション事業」及び「特建事業」を含んでおります。

2. 外部顧客への売上高の調整額3,727千円は、事業セグメントに帰属しない売上高であります。
3. セグメント利益の調整額△762,549千円は、事業セグメントに帰属しない売上高、各事業セグメントに配分していない全社費用及びのれんの償却額15,694千円であります。全社費用は、主に事業セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間（自 令和元年11月1日 至 令和2年7月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
					戸建事業
売上高					
外部顧客への売上高	28,973,572	417,172	29,390,744	3,578	29,394,322
計	28,973,572	417,172	29,390,744	3,578	29,394,322
セグメント利益	2,294,674	71,709	2,366,384	△773,505	1,592,878

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり「マンション事業」及び「特建事業」を含んでおります。

2. 外部顧客への売上高の調整額3,578千円は、事業セグメントに帰属しない売上高であります。
3. セグメント利益の調整額△773,505千円は、事業セグメントに帰属しない売上高、各事業セグメントに配分していない全社費用及びのれんの償却額15,694千円であります。全社費用は、主に事業セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成30年11月 1 日 至 令和元年 7 月 31 日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 令和元年11月 1 日 至 令和 2 年 7 月 31 日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	122円55銭	75円36銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益（千円）	1,700,601	1,046,643
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益（千円）	1,700,601	1,046,643
普通株式の期中平均株式数（株）	13,876,614	13,889,072
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	122円25銭	75円16銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額（千円）	—	—
普通株式増加数（株）	34,663	36,208
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

令和 2 年 6 月 5 日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額 291,810千円
 - (ロ) 1 株当たりの金額 21円00銭
 - (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 令和 2 年 7 月 20 日
- (注) 令和 2 年 4 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和2年9月11日

ファースト住建株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増田 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲下 寛司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているファースト住建株式会社の令和元年11月1日から令和2年10月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（令和2年5月1日から令和2年7月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（令和元年11月1日から令和2年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ファースト住建株式会社及び連結子会社の令和2年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。